

2020年 7月17日

教職員・学生 各位

<重要>新型コロナウイルス感染症拡大に対する出張・移動への対応について

学長 寺嶋一彦

各種報道等にもありますように、東京都をはじめとする首都圏や関西圏で感染者が急速に増大している傾向があります。本学教職員・学生については、以下に基づき対応願います（本学活動基準については、7月8日より変更ありません）。

●**不要不急の出張・移動の自粛**

東京都等一部首都圏（東京都，神奈川県，千葉県，埼玉県）

大阪府等一部関西圏（大阪府，京都府，兵庫県）【今回追加】

●**不要不急ではない出張・移動を行った場合**

- ・所属長等※と相談いただき、1週間は在宅勤務（テレワーク）等を行い、できる限り人と人との接触機会を少なくするよう慎重な対応をお願いします。

※学生の場合は、指導教員、クラス担任または教務課

- ・新しい生活様式の実践例に示された体温測定等健康状態及び行動の内容（出張等時含む、対面者、施設等の滞在時間、マスクの有無等）を必ず記録願います。
- ・普段とは違う体調の変化、違和感があった場合は出校せず、感染拡大防止策をとってください。

（趣旨）

新型コロナウイルス感染者数については、昨日、全国31の都道府県で計622人が確認され、東京都の感染者数は286人と1日あたりの感染者数が過去最多を更新（本日293人とさらに更新の速報）、大阪府も66人と緊急事態宣言解除後最多を更新しました。

20代、30代の若年層を中心として、6月25日には8都道府県82人感染、7月9日には、20都道県208人感染と、新型コロナウイルスの感染は、全国に広まり、歯止めがかからない状況となりつつあり、愛知県においても感染者21人（一昨日16人）、豊橋市内でも4月25日以来、感染者が2名発生するなど、愛知県も増加傾向であり、愛知県知事より、昨日の記者会見において、県民に東京への不要不急の移動自粛を求めているところです。

さらに、ここ最近増加が顕著だった東京都等一部首都圏に加え、大阪府等一部関西圏も増加が加速しております。

については、7月8日に指定した出張等及び施設利用・構内入構<レベル1.5>に係る流行地域及び流行地域への出張時等の対応について変更と補足を行うものです。

- ・資料1「新しい生活様式の実践例」を徹底・励行し、感染防止及び感染拡大防止に努めてください。
- ・特に、3密を伴いやすい施設として、国の専門家会議等で具体的に挙げられ、最近クラスター発生が報道されているような施設への出入りは控えてください。
- ・自分をまもり、大切な人をまもる手段の一つとして、厚生省が開発した「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA※）」の利用を推奨します。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

<参考> 一部首都圏、北海道、福岡及び愛知県等の感染者の状況（1週間ごと）
 5/17～ 5/24～5/31～6/07～6/14～6/21～6/28～7/05～（7/12～の状況）

東京	41,	94,	138,	128,	253,	309,	601,	1,067	(206, 119, 143, 165, 286)
神奈川	64,	36,	29,	16,	25,	22,	110,	155	(23, 17, 26, 43, 48)
千葉	6,	3,	4,	15,	5,	22,	57,	85	(31, 18, 25, 29, 32)
埼玉	15,	4,	4,	12,	12,	70,	116,	213	(31, 26, 42, 38, 49)
北海道	33,	46,	32,	46,	32,	27,	54,	14	(4, 2, 8, 13, 6)
福岡	5,	84,	53,	23,	16,	7,	23,	49	(5, 2, 4, 9, 16)
大阪	11,	1,	2,	2,	20,	10,	63,	116	(32, 18, 20, 61, 66)
京都	0,	0,	1,	1,	5,	9,	26,	39	(8, 9, 12, 9, 13)
兵庫	5,	0,	0,	0,	1,	5,	5,	19	(7, 1, 9, 12, 17)
愛知	1,	1,	2,	5,	7,	0,	2,	6	(0, 2, 5, 16, 21)

<参考> 首都圏（1都3県）の日毎新規感染者確認の推移 *添付参照

【豊橋技術科学大学の新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動基準 （7月8日改定）

(https://www.tut.ac.jp/docs/200708ki_jyun.pdf)

項目	レベル	活動基準の内容
【出張等】	1. 5 (当分の間)	<p>●感染拡大防止措置の上</p> <p>・新しい生活様式等の実践を徹底し、<u>流行地域への不要不急の出張・旅行は自粛</u></p>
【施設利用・構内入構】	1. 5 (当分の間)	<p>●感染拡大防止措置の上</p> <p><学生・教職員・学外者（流行地域を除く）></p> <p>・新しい生活様式等の実践を徹底し、施設利用・構内入構</p> <p><学外者（流行地域）></p> <p>・原則、施設（図書館、研究所、センター等）利用、構内入構禁止</p> <p>・ただし、大学の機能の維持、教育研究活動の継続等に必要な<u>打合せ、物品の納入、工事施工、取材等は構内入構を認めることができる。</u></p> <p><図書館、研究所、センター></p> <p>・新しい生活様式等の実践を徹底し、施設開館</p>